

8 重病克服型

【保険期間】令和2年11月1日(日)～令和3年10月31日(日)



加入対象者



「あんしん」とセットでのご加入となります

退職後も69歳まで継続できます

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
 - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	保障額			
		本人・配偶者			
		500万円	300万円	200万円	100万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき [特定疾病保険金](※2)	500万円	300万円	200万円	100万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金](※2)				
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき [7大疾病保険金](※3)	250万円	150万円	100万円	50万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金](※3)	50万円	30万円	20万円	10万円

- ※1 急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- ※2 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- ※3 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

◎保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病
		悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 250万円				
特約 がん・上皮内新生物 保険金	お支払事由のいずれかに該当で 50万円				
お支払事由ごとの 保険金額合計	500万円	800万円	750万円	250万円	50万円

(※)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

意向確認[ご加入前のご確認]

重病克服型は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保険金のお支払いに関するご注意

⚠ 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}	
7大疾病保険金 ^{※13}	●悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	●上皮内新生物 ^{※4} ●悪性黒色腫を除く皮膚がん ●脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	●狭心症 ●解離性大動脈瘤 ●心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	●一過性脳虚血 ●外傷性くも膜下出血 ●未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Tis」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、制限をいいます。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜透析法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効となります。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.39**

●保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障特約のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金がお支払された場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

今年度は、保険料率改定を行なっていますので、ご自身の保険料をご確認のうえ、お申込みください。

◎月額保険料 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・300万円・200万円・100万円>

男性												
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
15歳 (H17.5.2～H18.5.1)	535円	250円	60円	321円	150円	36円	214円	100円	24円	107円	50円	12円
16～20歳 (H12.5.2～H17.5.1)	740円	325円	65円	444円	195円	39円	296円	130円	26円	148円	65円	13円
21～25歳 (H7.5.2～H12.5.1)	995円	350円	65円	597円	210円	39円	398円	140円	26円	199円	70円	13円
26～30歳 (H2.5.2～H7.5.1)	1,020円	400円	70円	612円	240円	42円	408円	160円	28円	204円	80円	14円
31～35歳 (S60.5.2～H2.5.1)	1,265円	525円	80円	759円	315円	48円	506円	210円	32円	253円	105円	16円
36～40歳 (S55.5.2～S60.5.1)	1,720円	675円	100円	1,032円	405円	60円	688円	270円	40円	344円	135円	20円
41～45歳 (S50.5.2～S55.5.1)	2,390円	975円	150円	1,434円	585円	90円	956円	390円	60円	478円	195円	30円
46～50歳 (S45.5.2～S50.5.1)	4,005円	1,700円	235円	2,403円	1,020円	141円	1,602円	680円	94円	801円	340円	47円
51～55歳 (S40.5.2～S45.5.1)	6,660円	2,700円	360円	3,996円	1,620円	216円	2,664円	1,080円	144円	1,332円	540円	72円
56～60歳 (S35.5.2～S40.5.1)	10,440円	4,600円	620円	6,264円	2,760円	372円	4,176円	1,840円	248円	2,088円	920円	124円
61～65歳 (S30.5.2～S35.5.1)	16,285円	7,325円	1,135円	9,771円	4,395円	681円	6,514円	2,930円	454円	3,257円	1,465円	227円
66～69歳 (S26.5.2～S30.5.1)	24,120円	10,575円	1,740円	14,472円	6,345円	1,044円	9,648円	4,230円	696円	4,824円	2,115円	348円

女性												
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
15歳 (H17.5.2～H18.5.1)	510円	275円	60円	306円	165円	36円	204円	110円	24円	102円	55円	12円
16～20歳 (H12.5.2～H17.5.1)	615円	325円	75円	369円	195円	45円	246円	130円	30円	123円	65円	15円
21～25歳 (H7.5.2～H12.5.1)	740円	375円	125円	444円	225円	75円	296円	150円	50円	148円	75円	25円
26～30歳 (H2.5.2～H7.5.1)	945円	500円	160円	567円	300円	96円	378円	200円	64円	189円	100円	32円
31～35歳 (S60.5.2～H2.5.1)	1,355円	725円	225円	813円	435円	135円	542円	290円	90円	271円	145円	45円
36～40歳 (S55.5.2～S60.5.1)	2,000円	1,100円	305円	1,200円	660円	183円	800円	440円	122円	400円	220円	61円
41～45歳 (S50.5.2～S55.5.1)	2,930円	1,825円	400円	1,758円	1,095円	240円	1,172円	730円	160円	586円	365円	80円
46～50歳 (S45.5.2～S50.5.1)	3,700円	2,375円	500円	2,220円	1,425円	300円	1,480円	950円	200円	740円	475円	100円
51～55歳 (S40.5.2～S45.5.1)	4,845円	3,025円	515円	2,907円	1,815円	309円	1,938円	1,210円	206円	969円	605円	103円
56～60歳 (S35.5.2～S40.5.1)	5,975円	4,025円	595円	3,585円	2,415円	357円	2,390円	1,610円	238円	1,195円	805円	119円
61～65歳 (S30.5.2～S35.5.1)	8,490円	4,775円	805円	5,094円	2,865円	483円	3,396円	1,910円	322円	1,698円	955円	161円
66～69歳 (S26.5.2～S30.5.1)	11,220円	6,375円	905円	6,732円	3,825円	543円	4,488円	2,550円	362円	2,244円	1,275円	181円

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
 ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ・新規加入は65歳までとなります。
 ・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
 - 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
 ・告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.39**

保険金の年金受取について

保険金の年金受取が可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

保険金額 (全額一時金の場合)	年金受取 プラン	受取イメージ(例)					
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
本人・ 配偶者	500万円	一時金 100万円	年金月額 約8.4万円 × 12カ月	年金月額 約8.4万円 × 12カ月	年金月額 約8.4万円 × 12カ月	年金月額 約8.4万円 × 12カ月	(年金原資) 400万円
	300万円	3年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	(年金原資) 200万円	
	200万円	2年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	(年金原資) 100万円		
	100万円	一時金 プラン	一時金 100万円				

※年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。
 ※年金受取金額は、1カ月あたりの金額を表記していますが、年金のお支払いは毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
 ※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。
 ※年金の取り扱いについては、裏表紙をご覧ください。